

## 【1 分解説】人権デューディリジェンスとは？

総合調査部 マクロ環境調査グループ 副主任研究員 奥脇 健史

人権デューディリジェンス（以下「人権 DD」）とは、企業がサプライチェーン上を含めた事業における人権リスク（例：強制労働など）を特定し、その防止・軽減を図り、取組みの実効性や対処方法について説明・情報開示する、という一連の行為を指します。世界的に「ビジネスと人権」への関心が高まる中、企業に求められる取組みとして人権 DD にも注目が集まっています。

欧州を中心に人権 DD の義務化は進んでおり、イギリスでは一定の条件のもと、イギリス国内で事業を行う企業に人権 DD の実施を法で義務付けています。日本では、政府により『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）（2020 年）、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（2022 年）が策定されるなど、国として企業の人権 DD の実施を促進しています。

人権 DD をはじめとする人権尊重の取組みを企業が推進することは、社会課題の解決につながるとともに、投資の呼び込みなど自社にも好影響を与えると考えられる一方で、取組みが不十分と判断された場合には経営リスクにもなりえます。日本の国際的な競争力の向上のためにも、引き続き官民が連携して取組みを推進していくことが望まれます。

### 関連レポート

- ・田村洗樹「企業行動デュー・ディリジェンス拡大への対応～責任ある企業行動のための国際ガイドライン改訂案から読み解く～」(2023 年 5 月) <https://www.dlri.co.jp/report/ld/250025.html>
- ・「企業に求められる『ビジネスと人権』の取組み」(2022 年 6 月) <https://www.dlri.co.jp/report/dlri/187818.html>
- ・「企業に求められる『ビジネスと人権』の取組み～人権への関心の高まりと企業の果たす役割の重要性～」(2021 年 12 月) <https://www.dlri.co.jp/report/ld/175757.html>